

第 2 1 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 3 1 年 4 月 1 0 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から 4 時 3 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 3 0 1 会議室

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会 長	1 9	北田 耕平	委員	1 0	倉田 一良
副会長(会長職務代理者)	1 8	田畑 啓之助	委員	1 1	中川 講一
委員	1	小倉 剛	委員	1 2	伴 慎也
委員	2	瀧井 和雄	委員	1 3	寺田 勝典
委員	3	川村 克己	委員	1 4	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	1 5	福永 甚藏
委員	7	吉田 新太郎	委員	1 6	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	1 7	服部 嘉子
委員	9	高井 啓			

5. 欠席委員 2 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
委員	4	西田 くみ子	委員	6	葛原 準子

6. 議 長 議席 1 9 番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 7 番 吉田 新太郎 委員

議席 8 番 森地 隆照 委員

8. 総会日程

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) 会長挨拶
- 4) 農業委員研修 「平成31年度甲賀市農業関係主要事業について」
- 5) 議事録署名委員の指名
- 6) 議事
 - 議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
 - 議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
 - 議案第102号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
 - 議案第103号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第104号 平成31年度委員農地パトロール計画（案）について
 - 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
 - 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について
- 7) 報告及び協議事項
 - 副会長報告事項
 - 事務局報告事項
- 8) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐（農地係長）	田中 克司

10. 会議の概要

局長補佐 第21回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

局長補佐 それでは、開会にあたりまして北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・事務局の人事異動について
・農地利用最適化の推進に向けた取り組みへの協力について
・平成31年度甲賀市農業関係主要事業等・農業施策についての研修について

局長補佐 会長、ありがとうございました。
続きまして、先ほどのご挨拶会長からもご報告がございましたが、4月1日付の人事異動により事務局長となりました伊藤よりご挨拶を申し上げます。

事務局長 【着任の挨拶】

事務局長 それでは、これより会議を進行させていただきます。
本日は、総会議事に先立ちまして、平成31年度の甲賀市農業関係主要事業について、委員の皆さんの研修を実施させていただきます。産業経済部農業振興課また林業振興課からの説明となりますので、座席の移動をお願いします。

【産業経済部 農業振興課・林業振興課による研修】

事務局長 それでは以上をもちまして、今回の委員研修、これで終了とさせていただきたいと思
います。産業経済部の職員は退席させていただきます。
ここで、一旦小休憩を取らせていただきます。

【休憩】

事務局長 それでは、会議を再開させていただきます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定によりまして、これからは会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席4番 西田くみ子委員、議席6番 葛原準子委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。
よって、本総会のただいまの出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名いたします。議席7番 吉田新太郎委員と、議席8番 森地隆照委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

- 議 長 それでは最初に、議案第100号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書 整理番号29番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第100号をご説明申しあげます。議案書は2ページからとなります。
これは耕作を目的とした農地の権利の設定・移転でございます。
今月の申請は4件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
申請地29番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は甲賀市役所甲賀大原地域市民センターから東方向約4.9キロメートルの農業振興地域内の農用地であります。
申請理由について説明いたします。神区の水稲耕作について集落営農法人を含めて協議された結果、申請地の耕作を譲受人が行うこととなりましたので、使用貸借権の設定申請を行われました。譲受人は現在、甲賀町神地先で水稲および野菜を耕作されており、申請地では引き続き水稲耕作を行われる予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号29番につきましては、議席4番 西田委員が欠席でございますので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事 務 局 それでは、担当委員の意見書を朗読させていただきます。
譲受人は現在会社員ではありますが、退職後のことを考え、地元神区で農業拡大を考えていたところ、譲渡人の農地を使用貸借により、借り入れ、水稲を耕作される予定であります。譲受人は農業経営上特に支障がありません。皆さん慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。なお、現地については3月14日に確認をしているところであります。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の代読説明がございました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきました。他に異議、ご質問はございませんか。
異議がないということで、整理番号29番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号29番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定

いたします。

議 長 続きまして、整理番号30番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 申請地30番につきましてご説明申しあげます。
申請地は申請地29番と同じく参考図1ページから2ページとなります。申請地は甲賀市役所甲賀大原地域市民センターから東方向約4.8キロメートルの農業振興地域内の農用地であります。
申請理由について説明いたします。譲受人は、申請地29番の方と同じ方です。譲渡人は高齢のため、耕作を行えなくなったことから、申請地の隣接農地を耕作されている譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。申請地では引き続き水稻を耕作される予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号30番につきましては、先ほどと同じく、議席4番 西田委員が欠席でございますので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事 務 局 それでは、担当委員の意見書を朗読させていただきます。
譲渡人は高齢のため、今後農業経営を継続することができないと判断され、譲受人に農地を移転されることとなりました。譲受人につきましては、先ほどの案件と同じで、今後神区における農業経営拡大を考えていることから、特に農業経営上、支障がありません。皆さん慎重なご審議をよろしくお願いいたします。なお、こちらの現場につきましても、3月14日に確認しております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の代読説明がございました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしのお声をいただいておりますが、他に異議、ご質問はございませんか。
異議がないということで、整理番号30番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号30番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号31番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 申請地31番につきましてご説明申しあげます。
申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は甲賀市役所信楽地域市民センターから北東方向約6.8キロメートルの農業振興地域内の農用地であります。申請理由について説明いたします。譲渡人は高齢のため、耕作が行えなくなったことから、申請地の隣接農地を耕作されている譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、信楽町宮町地先で水稻を耕作されております。申請地は土地が長細く、狭小であるため、畦畔を取り払い、譲受人の耕作地と一体的に水稻耕作を行われる予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号31番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いします。

担当農委 委員9番の高井です。ただ今事務局から説明がありましたが、この物件は、昭和40年から50年にかけて、農業構造改善事業があり、その時の基盤整備事業の関係で、譲渡人の井上氏の耕作面積が従来よりも不足することで、譲受人の耕作地に590平米の土地を分割してもらい、耕作しておられたところ、譲渡人が譲受人に売買したいという申し出がありました。今も説明がありましたように、案件すべて認められると思いますので、売買の申請を受理したものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号39番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 39番 辻です。ただ今事務局ならびに高井委員から詳細に説明があったとおりで、私も現地を確認しましたところ、参考図の4ページの見えていただくとよくわかりますが、この細長い田、この右手が譲受人の田です。この畔を外せば全く高低差はありません。そういった意味で従前のおり使用されますので、何ら周辺の地と問題ないと考えております。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしのお声をいただきました。他にご異議ございませんか。
異議がないということで、整理番号31番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号31番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号32番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 申請地32番につきましてご説明申しあげます。
申請地は参考図の5ページから13ページとなります。申請地は甲賀市役所信楽地域市民センターから南西方向約5から8キロメートルの農業振興地域内の農用地であります。
申請理由について説明いたします。譲渡人は高齢であり、後継者もおられないことから、甥である譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、贈与による所有権移転申請を行われました。なお申請地のうち、信楽町上朝宮120-68、120-69、1224-15、1224-134、1296については、平成20年10月15日に売買による農地法第3条許可を行っていますが、所有権移転の登記が行われておらず、今回契約の内容を売買から贈与に変更されることから、再度の申請となっております。譲受人は現在、朝宮地区で茶の栽培を行われており、申請地では、茶および野菜の耕作を行われる予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号32番につきましては、議席19番の私の方から説明をいたします。
この案件につきましては、譲受人の方の1つの要望もありました。まず、譲渡人が不測の事態を招いた中で、今も説明があったように、高齢までといかないまでも体が少し弱く、農作業ができるような状態ではない方で、今日までお茶の販売をして生計を立てておられ、茶畑そのもの畑そのものにつきましては、譲受人が管理をほとんどしていたような状態のなか、今日まできているということで、すでに前払い交渉でされた地番も土地もあったわけですが、先ほど説明のあったように、登記がまだなされていないということで、私が相談を受けました。それならば贈与という形で再度申請のしなおしをしてはどうかということで、今回の議案となりました。引き続き茶、畑をするということです。特に問題もないと考えます。幸いにも譲受人には後継者ががんばって耕作をしているということです。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、区域番号43番 上西推進委員、区域番号45番 関谷推進委員の順に補足説明がございましたら、お願いいたします。

担当推委 43番 上西です。今、北田農業委員から説明ありましたとおり、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

担当推委 45番 関谷です。事務局および北田農業委員から説明があったとおりです。若い方が後継ということで、これからも先が明るいということで、皆様のご審議よろしく

お願いしたいと思います。以上。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局、推進委員ならびに私の方から説明しました件について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

委員 川村です。517-1と518-1の登記の現況が田で、耕作ということですが、これは草を刈って田をされるのか、それは本人しかわかりませんが、すぐに入れるような状態かどうかお聞きしたい。以上です。

議長 一応、耕作できる状態にはあります。

議長 他にご質問ございませんか。
ご質問がないということで、整理番号32番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号32番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第100号については以上でございます。

議長 続きまして、議案第101号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書 整理番号28番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第101号をご説明申し上げます。議案書は4ページからとなります。
これは権利の設定・移動のない農地転用の申請でございます。
今月の申請は2件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号28番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。
申請地は甲賀市役所甲賀大原市民センターから東方向に2.2キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由および概要について説明いたします。申請者は現在の住まいでは家族の人数も増えて、狭く感じられるとして、今般、農家住宅の離れとして建築を計画されました。他の土地の取得には経済的な負担が大きく、離れを建築するほうが生活上の利便性もよいと判断されたものです。雨水排水については、自然浸透により処理され、大雨の時などは母屋既存側溝へ放流されます。また、汚水は公共下水へと接続されることから、周辺農地への影響はないものと考えられます。
農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金で賄われる予定で、申請書には金融機関の融資証明書等が添

付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、子との共有名義により建築されることから、同時に5条の申請も提出されていますので、後ほど5条のところでも再度説明いたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号28番につきましては、議席4番 西田委員が先ほどと同じで欠席でございますので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 それでは、意見書を代読させていただきます。
申請人は子どもさん夫婦と一緒に住まれることとなり、また、子どもさんが農業を継がれるために共同名義で農家住宅の離れを建築することとなりました。
現地については3月10日に確認をし、周辺農地には特に影響はないと判断をいたしました。また地域としても非常に喜ばしいことでもありますので、許可相当と判断をいたしますが、皆さんの慎重なるご審議をお願いします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の意見書の代読をしていただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますが、他にございませんか。
異議がないということで、整理番号28番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号28番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号29番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29番につきまして、ご説明申し上げます。
申請地は参考図の17ページ、18ページ土地利用は19ページとなります。申請地は甲賀市役所甲賀大原地域市民センターから北方向約700メートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由および概要について説明いたします。申請者は、子が将来農業を継ぎ、家族の面倒をみることになっていることから、また、同居する家族の人数も増えており、狭く感じられるようになってきたとして、今般、農家住宅の離れとして建築を計画されました。雨水排水については、母屋との一体利用により既存側溝へ放流し、汚水は公

共下水へと接続されることから、周辺農地への影響はないものと考えられます。

農地転用に際し、地元関係者の同意については既に得ておられます。事業に要する資金については、大半を借入金で賄われる予定で、申請書には金融機関の融資証明書等が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、子との共有名義により建築されることから、同時に5条の申請も提出されていますので、後ほど5条のところでも再度説明をいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号29番につきましては、議席4番 西田委員が欠席でございますので、事務局より担当委員の意見書の朗読をよろしくお願いします。

事務局 それでは、担当委員の意見書を代読させていただきます。
この案件につきましては、先ほどの大久保の案件と転用目的が同じであります。子どもさん夫婦、また家族と一緒に住まれており、息子さんが農業を継がれるということから、親子での共有名義で農家住宅の離れを建築されることとなりました。2月25日に申請地を確認しましたが、周辺農地には影響がなく、許可相当と判断をいたしますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号28番 坂上推進委員、補足説明がございましたら、お願いします。

担当推委 西田委員と同様に、特に異議なく、適切なものと思います。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の意見書の代読をしていただきました。そしてまた、推進委員の坂上委員から異議がないということでお伺いいたしました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますが、他に異議のある方ございませんか。
異議がないということで、整理番号29番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号29番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第101号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第102号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、5条調書 整理番号69番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第102号をご説明申しあげます。議案書は6ページからとなります。
これは所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う、農地を農地以外に転用するもので
ございます。
今月の申請は5件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転
用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号69番についてご説明申しあげます。申請地は参考図の20ページ、21ペ
ージ、土地利用計画は22ページであります。申請地は甲賀市役所から北西方向3.
1キロメートルの市街化調整区域にある農地で、一帯は圃場整備されていることから、
例外的なケースを除いて農地転用が認められない第1種農地となります。
転用理由および概要について説明いたします。譲受人は水口町内の他所で経営してい
た自動車修理工場および自動車小売店舗が経営規模の拡大により狭く感じられるよ
うになってきたとして、移転先を探しておられたところ、県道沿いで交通量も多い当
該地について譲渡人と契約のうえ、合意をされたものです。なお、県道沿いという要
件にプラスして、自動車修理工場は転用可能とされる沿道サービス業の1つであり、
例外的に認められるケースに該当します。雨水排水は、周囲に擁壁および水路を設置
され、汚水は公共下水へと接続されます。また、敷地内排水は一点に集め、油水分離
槽を経由し、水路へ放水されることから、周辺農地への影響はないものと考えられ、
地元関係者の同意についても既に得ておられます。事業に要する資金については、自
己資金と借入金により賄われる予定であり、申請書には金融機関の残高証明書と融資
証明書等が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たして
いると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号69番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 整理番号69番につきまして、詳しく事務局より説明をしていただきました。若干、
補足説明をさせていただきたいと思っております。
現地につきましては、昨年の12月頃から測量などしておられ、譲渡人の方から2月
に農業委員会へ出すという確認をさせていただきました。土地利用計画図を見てもら
えば分かるように、四方が農道および県道に囲まれていること、かつ補助整備の工区
外、また沿道サービスということで、用水に流すということですが、その下には4反、
5反ほどの田が影響してくる。ただ、その田についても、今現在は麦、豆を耕作して
おられますし、油水分離槽を設けるということです。この譲受人が山で経営しておら
れるが、そこから移転ということで、東亜設計を通じて、この分離槽がどんなものか
聞かせてもらったところ、4層構造にして漏れないようにするというのであります。
許可相当と思っております。どうぞよろしくご審議の程お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 筧推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 4番の筧です。今、伴委員からの説明がありましたとおりで、図面のとおり、圃場の

周辺等には何の問題もないと思われまますので、許可よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただいております。他に異議ございませんか。
異議がないということで、整理番号69番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号69番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号70番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号70番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の23ページ、24ページ、土地利用計画は25ページであります。
申請地は甲賀市役所土山市民センターから西方向約3.5キロメートルの市街化調整区域にある、農地の区域の規模が概ね10ヘクタール未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地であります。
転用理由および概要を説明いたします。譲受人は、再生エネルギー事業の展開により、社会に貢献することを社業の1つとしてされており、事業拡大のため土地を探しておられたところ、譲渡人と折り合いが付き、今回売買契約を行うことにより転用申請されるものです。計画によりますと、ほぼ現状の地盤高のまま、敷地面積505平方メートルの土地に、南側に向け太陽光パネル300枚、パワーコンディショナー5台を設置し、最大49.9キロワットの発電が可能として、打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号70番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 7番の吉田です。この場所は私の親戚の家で、40年間何も使われずにいた、恵まれた地なりに、何も利用できなかったという事で、私からヨシダ電工にお願いして、何とかしてほしいということでもらった地で、この地自身が、全体を見ると低みに

なっているということで、この地の農地には少々の雨でも迷惑をかけない、自然浸透で十分いけるとお思いますので、よろしく審議の程お願いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたら、お伺いいたします。

担当推委 この申請地の隣で40年以上私が耕作しておりますが、農地になんら影響がないと思
いますので、ご審議よろしくお伺いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問
等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきました。他にございませんか。
異議がないということで、整理番号70番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号70番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定
いたします。

議 長 続きまして、整理番号71番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号71番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の26ページ、27ページ、土地利用計画は28ページであります。
子に現在のところ農業者資格は無く、親子が共同で農家住宅もしくは農家住宅の離れ
を建築する場合、4条と5条を同時に申請いただくこととなっております。なお、先
ほどの議案第101号整理番号28番において説明しました案件であり、内容は同じ
でありますので、説明は割愛させていただきます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たして
いると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号71番につきましては、議席4番 西田委員が欠席ですので、事務局から意
見書の朗読をお願いします。

事 務 局 それでは、西田委員の意見書を朗読させていただきます。
こちらの案件につきましては、先ほど4条で意見をさせていただいたところで同じで
あります。親子の共同名義で、農家住宅離れを建築されます。特に周辺農地への影響

はございませんので、皆さんの慎重なるご審議をよろしく申し上げます。なお、現地につきましても、3月10日に確認をしております。以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の意見書を代読していただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただいております。他にございませんか。
異議がないということで、整理番号71番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号71番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号72番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号72番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の29ページ、30ページ、土地利用計画は31ページとなります。
この案件につきましても、先ほどの議案第101号、整理番号29番において説明しました案件であり、内容は同じでありますので、説明は割愛させていただきます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号72番につきましては、議席4番 西田委員が欠席ですので、事務局より意見書の代読の朗読をお願いします。

事 務 局 それでは、意見書を朗読させていただきます。
こちらの案件につきましても、先ほどの4条の案件と同じであります。親子での共同名義で建築される農家住宅の離れの転用でございます。なお、現地につきましては同じく2月25日に立会をしております。皆さんの慎重なるご審議をよろしくお伺いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号28番について、坂上推進委員、補足説明がございましたら、お伺いいたします。

担当推委 西田委員と同様の意見でございます。適切なものと認めます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局の説明、担当委員の代読説明ならびに坂上推進委員から異議がないということでございます。この案件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきました。
整理番号72番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号72番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号73番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号73番につきましてご説明申し上げます。
申請地は参考図の32ページ、33ページ、土地利用計画は34ページであります。
甲賀市役所信楽地域市民センターから南西方向約4.2キロメートルの非線引都市計画用途区域外にある農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地であります。
転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は、競走馬トレーニングセンターへの競走馬輸送車輛が、通行する際に道幅が狭く行き違いができないため、待避所として適した土地を探しておられたところ、今般、譲渡人と賃貸借で合意されたものです。計画によりますと、道路の前後の見通しが良好な535平方メートルの土地を道路高さまで盛土を施し、敷地内雨水は自然浸透により処理されます。今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金で賄われる予定で、申請書には残高証明書が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、実際のところは既に工事業者が土砂の埋め立てを行っており、申請書には譲渡人側から顛末書が添付されております。「工事業者の施工上の都合で、早く待避所を作りたかったとして、私に連絡もないまま、本申請を待たずに工事を着工されました。今後、このようなことがないように厳正に工事業者に申し入れを行い、私自身もしっかり管理してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。」以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号73番につきましては、議席19番 私の方から説明をいたします。

- 担当農委 今回の案件につきましては、事務局から説明のあったとおりです。既に早くから工事をし、車を通れる状態にされていたというなかで、今般申請をされました。ところが調査をしたところ、先に工事を進めて申請が後ということはおかしいということで、まずは顛末書を出してもらい、正確な申請をしていただきたいということです。またなお、当該の農地につきましては、周りが山に囲まれているという状態のなかで、到底田として利用できるような現在の状態ではなかったということで、そのように感じたところです。工事を先にしたことは非常に具合の悪いことですが、顛末書を出されているということで異議がないと認めましたので、よろしく皆さんの審議をお願いしたいと思います。
- 議 長 続いて、区域番号43番 植西推進委員、補足説明がございましたら、お願いします。
- 担当推委 43番 植西です。事務局ならびに北田農業委員から報告がありましたとおり、現場を確認させていただきました。なんら問題ないと思いますので、どうぞご審議お願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに私の方から説明いたし、また植西推進委員からご説明いただきましたとおりでございます。何かご質問がありましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきました。他にご異議ございませんか。
異議がないということで、整理番号73番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号73番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第102号については、以上でございます。
- 議 長 続きまして、議案第103号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席1番 小倉委員および議席12番 伴委員ならびに議席番号13番 寺田委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により当案件の審議の間、退席を求めます。
- 【小倉委員・伴委員・寺田委員 退席】
- 議 長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第103号をご説明申し上げます。議案書は9ページからとなります。
農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告すること

により使用収益権として利用権設定等の効果を発生させるものでございます。

今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は92件でございます。借り手貸し手利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。10ページから15ページの利用権等設定集積総括をご覧ください。設定する利用権の種類については、賃貸借権使用貸借権の合計の貸し手は実人数86名、借り手は実人数11名、面積は23万8722平方メートル、23.8ヘクタールとなります。次に所有権移転の合計の売り手、および買い手の人数は6名で、面積は2万2765平方メートル、2.7ヘクタールとなります。また、借り手、買い手の経営状況につきましては、36ページから37ページの一覧のとおりです。

以上の計画内容は、効率利用要件農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明のありました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 ご質問ございませんか。ご質問がないということで、異議なしということにさせていただきます。議案第103号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第103号につきましては、原案のとおり可決し、本日付をもって市へ決定する旨の通知をします。

それでは、小倉委員、伴委員、寺田委員の入室、着席を求めます。

【小倉委員・伴委員・寺田委員 入室・着席】

議 長 続きまして、議案第104号「平成31年度委員農地パトロール計画(案)について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第104号 平成31年度甲賀市農業委員会農地パトロール計画(案)についてご説明申し上げます。議案書は38ページからとなります。
最初に目的を掲げております。荒廃農地の発生防止・解消および適正な農地転用等について、優良農地の確保ならびに農地利用の最適化の推進を図るため、次のとおり農地パトロールを実施します。実施する農地パトロールは5つです。1. 委員パトロールは農地利用最適化推進委員(推進委員)は年間を通じて担当地域を毎月1回以上巡回し、荒廃農地の発生・解消および農地転用・無断転用の有無について確認していただきます。また農地の斡旋などの相談があった場合は、農業委員および中間管理機構等と連携し、担い手への農地集積を進めます。推進委員はパトロール実施月の月末に報告を各担当区域農業委員に提出し、各担当区域農業委員は、翌月総会までに会長に

提出していただきます。

次に2. 農地利用状況調査・荒廃農地の発生解消調査・農地利用意向調査は6月から翌年3月に農業委員および推進委員は農地利用状況調査地図を基に担当区域全域を調査し、農地利用（耕作）状況および新たな荒廃農地の発生・解消箇所を記入します。農業委員は調査実施後、農地利用状況地図および報告書を取りまとめ、9月下旬までに会長に提出します。会長は、農地利用状況調査結果を市長に通知するとともに、必要に応じて荒廃農地A分類農地（遊休農地）所有者に農地利用意向調査を行い、また、B分類農地の非農地判断等、適切な処置をとります。

次に3. 地域パトロールは、11月から12月に農業委員および推進委員は平成30年度に農地転用許可した土地の転用状況を確認し、未転用箇所について早期着手を指導します。農業委員地域代表者は、パトロール実施後12月15日までに報告書を会長に提出します。会長は1月総会で、実施内容について報告します。

次に4. 農業関係機関合同パトロールは2月下旬に、県・市・JA・農業委員会役員等の農業関係者で市内の荒廃農地A分類農地（遊休農地）の解消事業等を調査し、今後の指導や解消に向けた意見交換を行います。会長は3月総会で実施内容について報告します。

5. の役員パトロールは3月下旬に実施いただきます。平成30・31年度の農地転用許可および今後の転用予定箇所10箇所程度選定し、現地の状況を確認します。また指導が必要な箇所については、担当区域農業委員および推進委員に指示します。会長は、4月総会で実施内容について報告します。事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明のありました件につきまして、ご質問等がございましたら伺いいたします。

議長 ご質問ございませんか。
ただ今、ご質問がないということで、異議なしと認めまして、議案第104号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第104号につきましては、原案のとおり可決し、この計画を基に農地パトロールを実施することといたします。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
最初に報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」報告をいたします。
お手元の調書は40ページからとなります。届出地は参考図の35ページから47ページとなります。農地法第4条の届出は、市街化区域において権利の設定、移動のない農地転用の届出でございます。届出地は参考図の35ページから38ページとなり

ます。

今月の届出は4件で、届出者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、40ページの調書のとおりでございます。内容は住宅用地が2件、駐車場が1件、共同住宅が1件であります。

続きまして、農地法第5条の届出は、市街化区域において、所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う農地転用の届出でございます。届出地は参考図の39ページから45ページとなります。

今月の届出は6件で、譲受人・譲渡人の住所氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては41ページから42ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が2件、共同住宅が2件、住宅用地が1件、庭が1件であります。

続きまして、農地法施工規則第29条第1号、200平米未満の農業用施設につきまして報告いたします。届出地は参考図の46ページとなります。これは農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平米未満で自己の農業用施設、農舎・畜舎等への転用をする届出でございます。

今月の届出は1件で、届出人の住所、氏名、土地の所在等につきましては、43ページの調書のとおりでございます。以上でございます。

議 長 続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 届出地は参考図の74ページとなります。
今月の届出は1件で、事業主の住所、氏名、形状変更を行う土地の所在、面積と形状変更の形態につきましては、44ページの調書のとおりでございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。特にご質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。ご質問よろしいですか。特にご質問がございませんようですので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
なお、推進委員さんにつきましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いしたいと思います。特にご意見等もないようでございますので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。
ご退席いただく推進委員さんの皆さんには大変お疲れさまでございました。本日は誠にありがとうございました。

【休憩】

議 長 定刻となりましたので、会議を再開いたします。
これより報告事項に入ります。
最初に**報告事項1の「副会長報告事項」**についてお願いいたします。

副 会 長 ・役員パトロールの結果について
・委員農地パトロールの結果について

- 議 長 続きます。報告事項2の「甲賀地域獣害対策協議会報告事項」について、小倉委員よりお願いいたします。
- 小倉委員 ・「甲賀地域獣害対策協議会報告事項」について
- 議 長 続きます。報告事項3の「事務局報告事項」についてお願いします。
- 事 務 局 ・ 前回総会から次回総会までの経過と予定について
・ 農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・ 甲賀市荒廃農地の発生調査集計の結果について
・ 平成31年度 農事改良組合長会議の開催について
・ 平成31年度 事務局職員事務担当について
・ 第22回総会について
- 議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問がございましたらお伺いいたします。
- 議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会議事はすべて終了いたしました。
ご審議ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、閉会にあたりまして、田畑副会長、ご挨拶をお願いします。
- 副 会 長 【閉会あいさつ】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____